

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月3日
【会社名】	セブンシーズホールディングス株式会社
【英訳名】	SEVEN SEAS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤堂 裕隆
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山3丁目8番37号
【電話番号】	03-5771-8531
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山3丁目8番37号
【電話番号】	03-5771-8531
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成25年6月28日開催の当社第9回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の発行する普通株式について、100株を1株の割合で併合する。
株式併合の効力発生日は平成25年10月1日とする。

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 第1号議案の承認可決と効力発生を条件として、現行定款第6条の発行可能株式総数を2億5千万株から3,800,000株に変更し、第8条の単元株式数を1,000株から100株に変更する。なお、当該変更事項は平成25年10月1日をもって効力を生ずるものとする。
- (2) 第9条（単元未満株式についての権利）の第4項、第10条（単元未満株式の買増し）を新設する。
- (3) 上記変更に伴う条数の繰り下げを行うほか、株式併合の効力発生を条件とする変更については、平成25年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設ける。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として藤堂裕隆、中島章智、関裕司の3氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として松山昌司、土屋正武、坂田靖志の3氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として増田寛昭氏を選任する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 株式併合の件	35,239	1,076	0	(注1)	可決(96.69%)
第2号議案 定款一部変更の件	35,302	1,013	0	(注1)	可決(96.87%)
第3号議案 取締役3名選任の件				(注2)	
藤堂 裕隆	35,864	451	0		可決(98.41%)
中島 章智	35,866	449	0		可決(98.41%)
関 裕司	35,869	446	0		可決(98.42%)
第4号議案 監査役3名選任の件				(注2)	
松山 昌司	35,859	456	0		可決(98.39%)
土屋 正武	35,859	456	0		可決(98.39%)
坂田 靖志	35,858	457	0		可決(98.39%)
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	35,731	584	0	(注2)	可決(98.04%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状により当日出席された株主並びに出席した役員等、当社において確認が取れた株主による各議案の賛否が確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上